

貯木場利活用ビジョン策定支援業務委託にかかる
公募型プロポーザル実施要領

令和3年4月

岸和田市

1. 目的

本要領は「貯木場利活用ビジョン策定支援業務」に係る契約の相手方となる候補者を、公募型プロポーザル方式によって選定するにあたり、参加資格や実施方法等必要な事項を定めます。

2. 事業概要

- (1) 業務名 貯木場利活用ビジョン策定支援業務
- (2) 業務内容 別紙「貯木場利活用ビジョン策定支援業務仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結の日から令和3年9月30日まで

3. 予算額

委託料の上限は3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

4. スケジュール

- 募集開始日（実施要領配布）： 令和3年4月16日（金）
- 参加申込書の提出期間： 令和3年4月16日（金）～4月30日（金）
- 質問票の提出期間： 令和3年4月19日（月）～4月27日（火）
- 質問票への回答： 令和3年4月28日（水）
- 参加資格審査の結果通知： 令和3年5月10日（月）
- 提案書の提出期間： 令和3年5月12日（水）～5月18日（火）
- 業者選定会議： 令和3年5月20日（木）（予定）
- 選定結果通知： 令和3年5月下旬
- 契約締結： 令和3年5月下旬

5. 参加資格

単体の事業者等もしくは複数の事業者等により構成される共同体を代表する者

【単体の場合】

次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立

て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合については、この限りでない。

- (6) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成25年10月1日施行）に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- (7) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成25年4月1日施行。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中にある者でないこと。
- (8) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (9) 本業務と同種業務を受託または自ら実施した実績があること。

【複数の事業者等により構成される共同体を代表する者の場合】

構成員すべてが、上記（1）～（8）に掲げる要件をすべて満たしているものとします。上記（9）に掲げる条件については、共同体を代表する者が要件を満たしているものとします。

6. 実施要領、業務委託仕様書等の交付

- (1) 交付期間
令和3年4月16日（金）から5月18日（火）まで
- (2) 交付方法
実施要領及び業務仕様書等は、岸和田市魅力創造部産業政策課のホームページからダウンロードしてください。

7. 参加申込書等の提出等について

- (1) 提出書類
 - ① 参加申込書（様式1）
 - ② 会社概要書（様式2）
 - ③ 同種業務の実績報告書（様式3）
 - ④ 誓約書（様式4）
※岸和田市における指名競争入札参加資格者名簿に登録がある場合、「誓約書（様式4）」は提出不要
- (2) 提出期間
令和3年4月16日（金）から4月30日（金）午後5時半（必着）まで
（ただし、持参の場合は土日、休日、祝日及び正午から12時45分を除く）
- (3) 提出方法
持参又は郵送
※郵送の場合は必ず特定記録郵便やレターパックライト等、当市役所への書類到

着が確認できる方法で送付ください

(4) 提出先

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号（岸和田市役所別館4階）
岸和田市役所 魅力創造部 産業政策課 港湾振興担当

(5) 参加資格審査の結果通知

5月10日（月）に、参加資格審査結果通知書（様式5）で結果を通知します。（同日にメールで送るとともに、後日原本を郵送します。）

(6) その他

提出期間内に提出しない者は当該事業に参加することはできません。

8. 企画提案にかかる質問票の受付

(1) 質問方法

質問は、質問票（様式6）により、担当部署まで書面を持参もしくは郵送、電子メールにて受け付けます。口頭や電話による質問は受け付けません。

なお、電子メールの場合はメール送信後に電話でメール到着の確認をお願いします。

(2) 質問受付期間

令和3年4月19日（月）から4月27日（火）午後5時半（必着）まで
（ただし、持参の場合は土日、休日、祝日及び正午から12時45分を除く）

(3) 回答方法

質問があった場合は、令和3年4月28日（水）までに市ホームページ（募集案内と同ページ）にその内容及び回答を公表します。

9. 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類

- ①企画提案提出書（様式7）
- ②企画提案書（任意様式）
- ※ただし、作成にあたっては「(2) 企画提案配慮事項」に沿ったものとする
- ③見積書（任意様式）※内訳がわかるようにすること
- ④業務実施体制表（任意様式）
- ⑤工程表（任意様式）
- ⑥その他補足資料（任意様式）

(2) 企画提案配慮事項

利活用ビジョン対象区域に関する各種調査・分析業務について	① 分析・調査の実施方法や実施目的達成のため工夫する点等を示すこと ② 「2) 市場調査」については、調査対象となる事業分野等の案を示すこと
その他業務全般について	① 業務全般にわたり、特にアピールしたい点等を示すこと

(3) 提出部数

- ・ 正本1部（原本、記名・押印したもの）

- ・ 副本 6 部（原本の写し）
「9. (1) 提出書類」に記載の書類を①から⑥の順番にA4サイズのファイルに綴じ、①から⑥のインデックスを付け提出すること。尚A3サイズのものとは折りたたくて綴じること。※副本には社名等を記載しないこと。
- (4) 提出期間
令和3年5月12日（水）～5月18日（火）午後5時30分（必着）まで
（ただし、持参の場合は土日、休日、祝日及び正午から12時45分を除く）
- (5) 提出方法
持参又は郵送
※郵送の場合は必ず特定記録郵便やレターパックライト等、当市役所への書類到着が確認できる方法で送付ください
- (6) 提出先
〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号（岸和田市役所別館4階）
岸和田市役所 魅力創造部 産業政策課 港湾振興担当
- (7) その他
 - ・ 提出期間内に提出しない者は当該事業に参加することはできません。
 - ・ 提出書類については岸和田市に帰属するものとし、理由の如何を問わず返却はしません。
 - ・ 企画提案書の提出は1者につき1案とします。
 - ・ 受付後の提出書類の差し替え等は認めません。
 - ・ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該提出書類一式を無効とします。
 - ・ 提出された書類は、提出した者に無断で本件プロポーザルに係る審査以外には利用しません。
 - ・ 岸和田市が必要と認める場合に追加資料の提出を求めることがあります。

10. 審査方法

提出された企画提案書等を基に、魅力創造部長、産業政策課長、観光課長の3名をもって構成する受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、書類審査を行います。

- (1) 書類審査実施日
令和3年5月20日（木）13時から17時【予定】
※都合により変更となることがあります。
- (2) 選定委員会は非公開とします。

11. 評価方法等

- (1) 評価方法
選定委員会において、提出された企画提案書等の内容により、評価を行います。
- (2) 評価項目等
評価基準に基づき審査を行い、受託候補者を決定するものとし、失格者を除く次の要件に該当する参加者のうち、評価点の最も高い者を受託候補者とします。なお、評価点の最も高い者が複数の場合は、見積価格が最も安価な者を受託候補者とします。また、金額も同額の場合は、くじ引き等の抽選により決定します。

- ① 見積価格が契約価格の上限の範囲内であること。
- ② 評価点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

【評価基準】

評価項目	評価の視点	配点
全体評価	a：事業の目的、内容、条件等の理解度、業務に関する知識 b：工程計画の妥当性	15
業務実績	c：類似事業の実績（ビジョン策定業務等）	5
実施体制	d：担当者等の配置状況	10
事業内容	e：業務要求水準に対する提案内容の充足性、具体性、実現性	60
取組姿勢	f：業務への意欲、積極性	5
業務費用	g：業務費用 (提案内容と見積もりの整合性、積算根拠の妥当性)	5

12. 審査結果について

選定委員会において受託候補者を選定後、速やかに、プロポーザル審査結果通知書（様式9）で参加者全員に審査結果を通知します。なお、受託候補者の名称及び総合点、受託候補者以外の名称及び総合点等（名称は五十音順、総合点は点数順（名称と総合点は別項とし、関連付けしない））について、市のホームページにおいて公表することとします。なお、審査結果については、一切の意義申し立ては受け付けません。

13. 失格条件

以下の条件のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・参加者が審査委員に対して直接・間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ・参加者が参加申込受付日から委託契約締結日までの間に、上記「5. 参加資格の条件」に該当しなくなった場合
- ・提出書類等の記載内容に虚偽の内容が認められた場合
- ・本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ・参考見積書の金額が「3. 予算額」の委託上限額を超える場合
- ・評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

14. 契約手続き等

- (1) 選定委員会において、書類審査（企画提案書等審査）により判定した総合点の最高得点者を受託候補者として、原則契約を締結します。

- (2) 契約保証金は、岸和田市財務規則の定めるところによります。
- (3) 受託候補者の選定後、受託候補者が上記「13. 失格条件」のいずれかに該当することが認められるときは、契約を締結しないものとします。
- (4) 選定された受託候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した参加辞退届（様式8）を速やかに提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

15. 情報公開及び提供

岸和田市は提案者から提出された企画提案書等について、岸和田市情報公開条例（平成12年3月21日条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することがあります。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本件プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とします。

16. 留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 本件プロポーザルの参加に必要な提案書作成及び費用など、必要な経費は全て、提案者の負担とします。
- (3) 緊急やむを得ない理由等により、本件プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において、本件プロポーザルに要した費用を岸和田市に請求することはできません。
- (4) 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに参加辞退届（様式8）を岸和田市に提出してください。
- (5) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、受注先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、岸和田市が必要と認める場合には、市は、受注先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。
- (6) 参加事業者は本件プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- (7) 本件プロポーザル実施後、契約締結前に候補者が指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合、または法令違反等が発覚した場合は契約を締結しないものとします。

17. 問い合わせ先

担当部署

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号（岸和田市役所別館4階）

岸和田市役所 魅力創造部 産業政策課 港湾振興担当

電話番号 072-423-9618 FAX 番号 072-423-6925

電子メール sangyo@city.kishiwada.osaka.jp